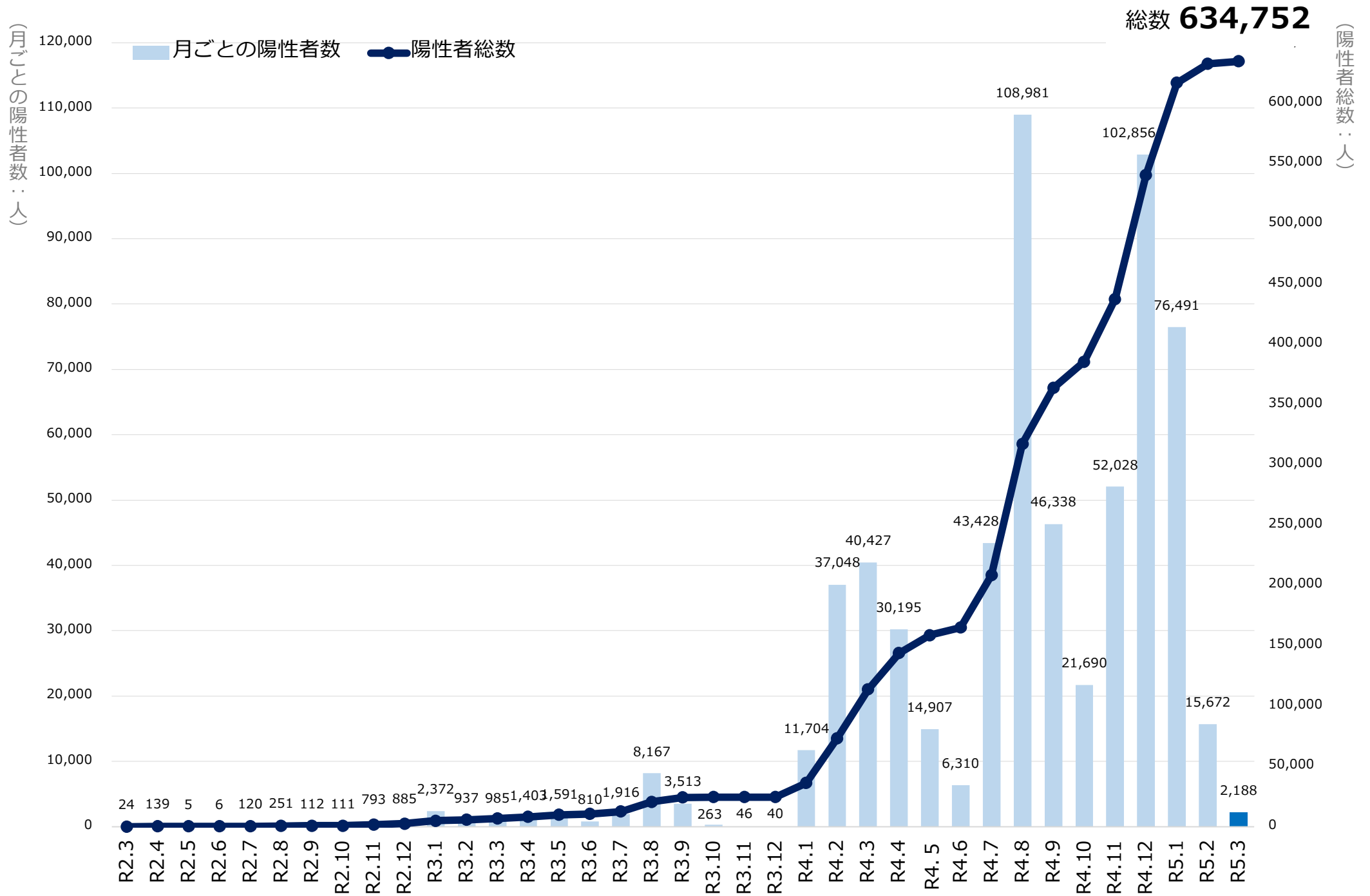


令和5年第1回定例会
保健福祉医療委員会資料

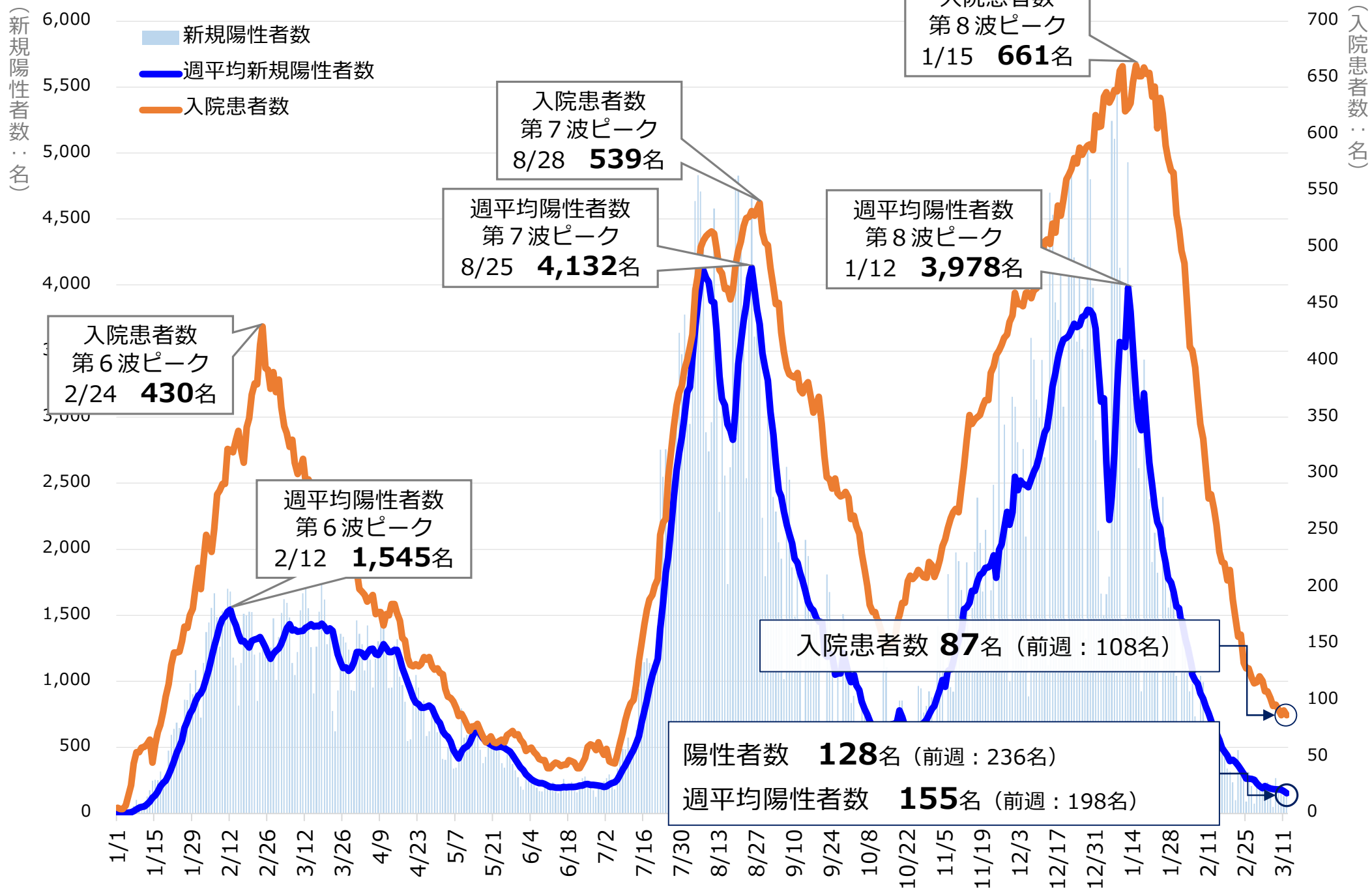
○新型コロナウイルス感染症について

令和5年3月14日
保健医療部

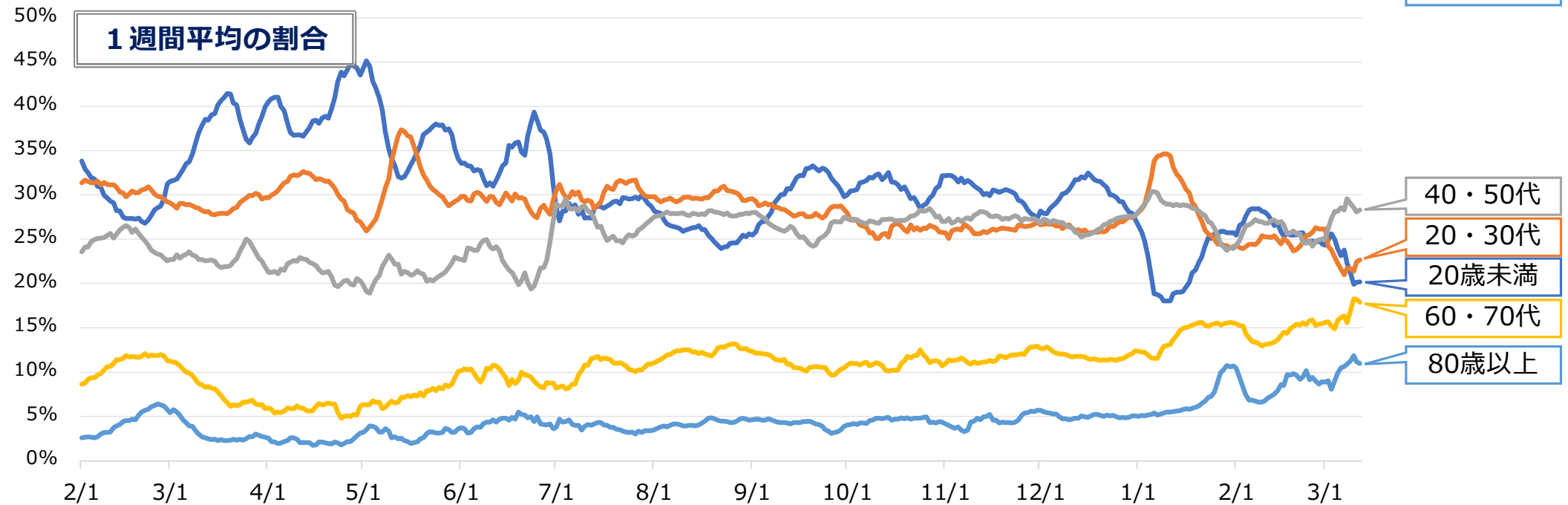
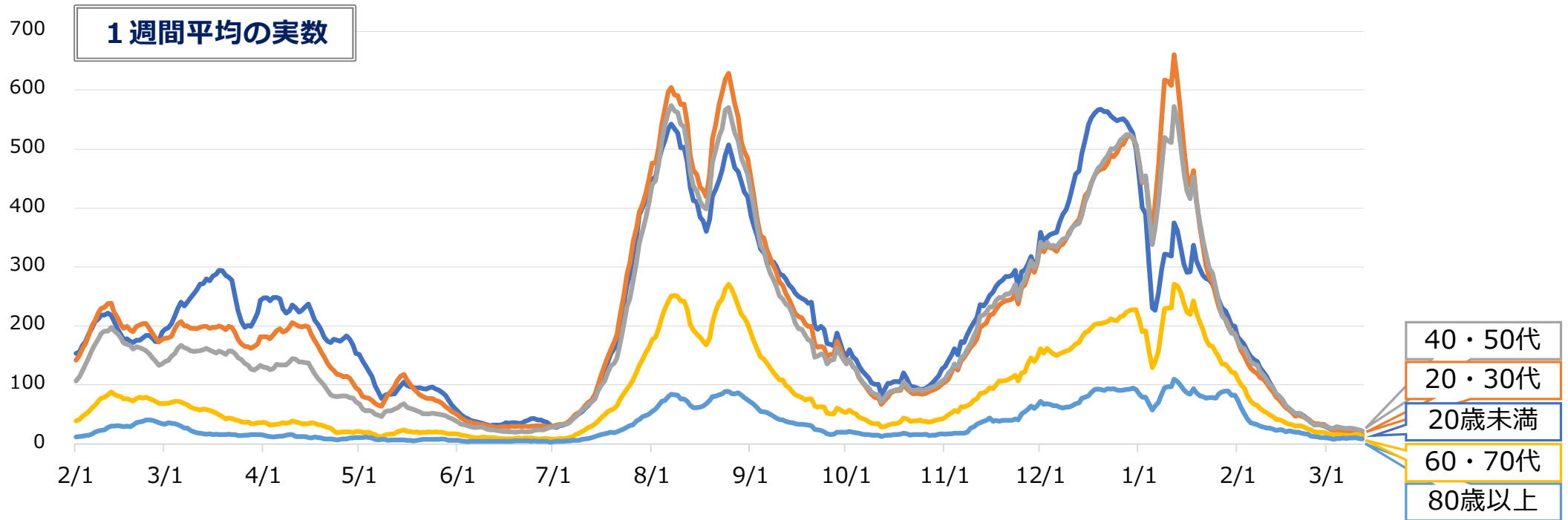
月別の新規陽性者数の推移 (2020.3.17~2023.3.12)



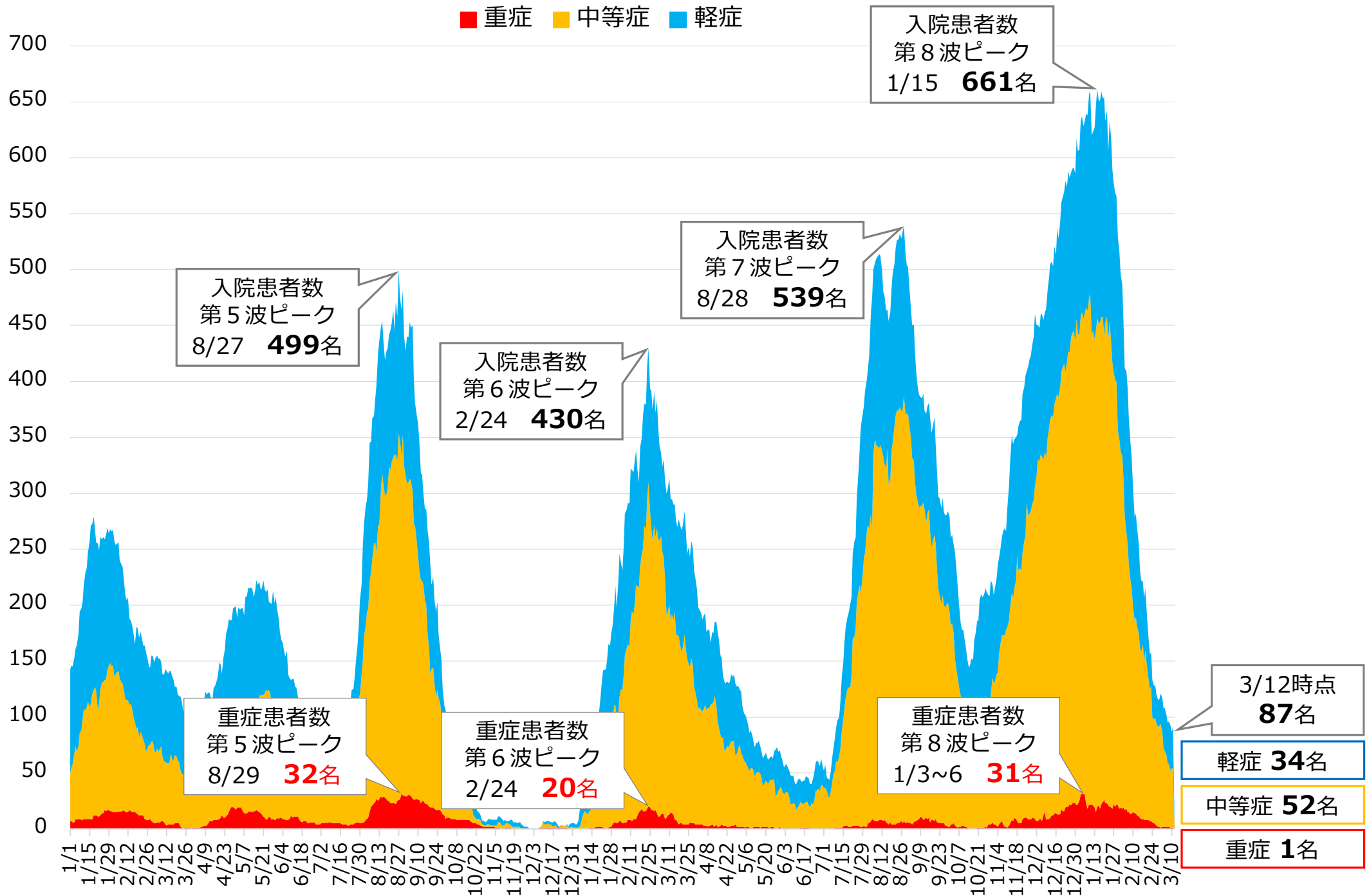
県内の新規陽性者数・入院患者数の推移 (2022.1.1~2023.3.12)



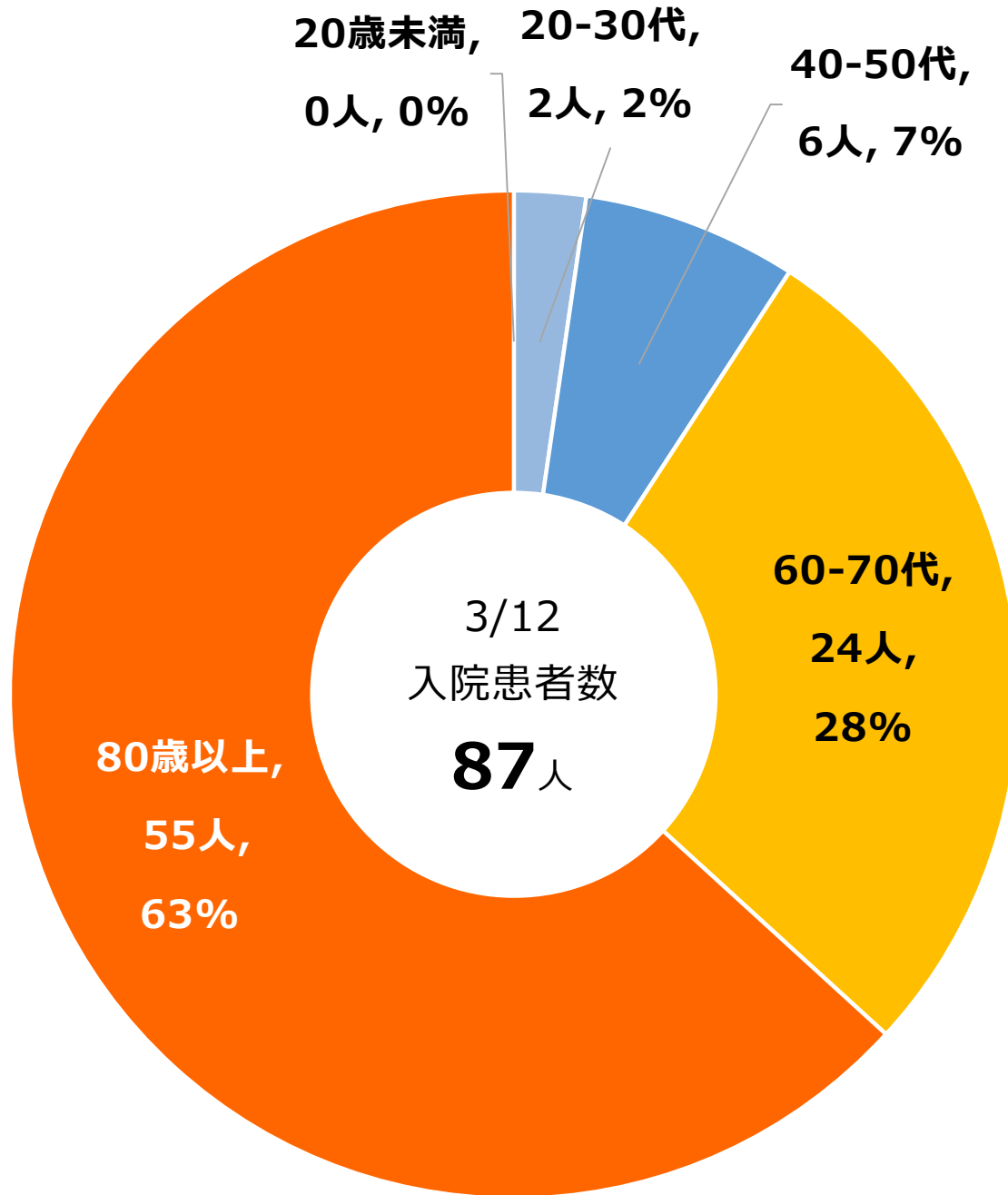
年代別の新規陽性者数の推移 (20歳刻み、2022.2.1~2023.3.12)



症度別の入院患者数 (2022.1.1~2023.3.12)



入院患者の年代別割合



〔各波における最多入院患者数と年代割合〕

各波入院最多	60歳未満	60歳以上
第5波 499人	324人 (65%)	175人 (35%)
第6波 430人	54人 (13%)	376人 (87%)
第7波 539人	78人 (14%)	461人 (86%)
第8波 661人	51人 (8%)	610人 (92%)

罹患後症状を呈する患者への診療体制

- 県では、県医師会と連携し、かかりつけ医等の医療機関での診療等を踏まえ、紹介状により **罹患後症状外来実施医療機関**（病院、診療所）を受診できる体制を構築している。
- 医療機関でコロナ陽性と診断された際に配布する **チラシ**（療養期間や緊急連絡先を記載）に、**罹患後症状外来実施医療機関の一覧等を掲載した二次元コードを追記**し、周知を強化している。

※医療機関を地図上に表示し、最寄りの医療機関を可視化。

茨城 罹患後

罹患後症状を呈する患者



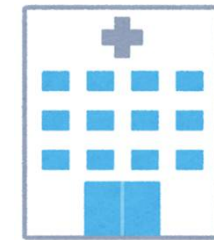
※チェックシートによるセルフチェック

▶診療



医療機関

▶患者は診療情報提供書を持って受診
(要事前予約)



罹患後症状外来実施医療機関

新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状（受診目安）チェックシート

【記入日】



(1) 下の空欄の日付をご記入ください

検査日 (検体を採取した日)	陽性判明日 (検査結果が出た日)	療養終了日 (行動制限の解除日)

(2) 現在の症状を選択・記載してください

主な症状	症状の程度					症状の期間 例) 1月上旬から3週間 2月下旬から1か月 等	主な診療科
	1 支障が軽度	2	3 生活に支障が 出始めている	4	5 支障が重度		
息苦しさ、咳、動悸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		内科
だるさ、倦怠感、体の痛み（頭痛、胸痛、腹痛、関節痛、筋肉痛など）、めまい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		内科
不眠、気分の落ち込み、思考力の低下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		精神科 心療内科
頭髮の脱毛、その他の皮膚症状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		皮膚科
嗅覚障害、味覚障害（口・喉の違和感）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		耳鼻咽喉科

療養が終了しており、かつ、一番気になる症状の程度が3以上の方は、

かかりつけ医 もしくは 新型コロナウイルス感染症の診療・検査を実施した医療機関への受診をご検討ください

- ▶かかりつけ医
- ▶発生届作成医療機関 等

○患者の病態に応じた経過観察や対症療法等を実施

▶呼吸器内科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、心療内科、神経科、小児感染症科のいずれかの診療科を有する医療機関

○より専門的な診療等を実施
(県内**146**医療機関)

○累計受診者数：3,207名
(呼吸器内科：1,676名
耳鼻咽喉科：1,297名 等)

※県医師会調べ (R5.2.11)

新型コロナウイルスワクチン接種状況

ワクチン接種状況（2023.3.9現在）

オミクロン株対応ワクチン接種

区 分	接種回数	2回目接種完了人口	接種率
12歳以上	1,415,496回	2,407,413人	58.8%

※県大規模接種会場接種実績：137,965回（R4.11.1～12.25/県内4か所）

5回目接種

区 分	接種回数
12歳以上	767,470回

※3回目・4回目・5回目には、
オミクロン株対応ワクチン接種を含む。

4回目接種

区 分	接種回数	3回目接種完了人口	接種率
60歳以上	863,560回	943,915人	91.5%
12歳以上	1,477,288回	2,075,288人	71.2%

3回目接種

区 分	接種回数	2回目接種完了人口	接種率
12歳以上	2,075,288回	2,407,413人	86.2%

新型コロナウイルスワクチン接種

今後のワクチン接種の在り方

(1) 接種期間の延長 令和6年3月31日まで

(2) 令和5年度の接種方針

○令和4年秋開始接種 (令和4年9月20日から令和5年5月7日まで)

- ◇ 接種対象者 初回接種を完了した5歳以上の方
※5～11歳の小児については、令和5年3月8日から8月まで
- ◇ 使用ワクチン 12歳以上：オミクロン株対応2価ワクチン（接種間隔：3ヶ月以上）
※ノババックス社製の1価ワクチンも可能（接種間隔：6ヶ月以上）
5～11歳：ファイザー社製小児用オミクロン株対応2価ワクチン

○令和5年春開始接種 (令和5年5月8日から8月まで)

- ◇ 接種対象者 初回接種を完了した以下の方
 - ・ 高齢者（65歳以上）
 - ・ 基礎疾患を有する方等（5～64歳）
 - ・ 医療従事者及び高齢者施設等の従事者
- ◇ 使用ワクチン 令和4年秋開始接種と同様

○令和5年秋開始接種 (令和5年9月以降)

- ◇ 接種対象者 初回接種を完了した5歳以上のすべての方
- ◇ 使用ワクチン 令和5年度の早い時期に決定

○初回接種 生後6ヶ月以上の未接種の方を対象に従来型ワクチンを接種

新型コロナウイルスワクチン接種

今後のワクチン接種スケジュール

		R4.9.20	R5.3.8	R5.5.8	R5.9	R6.3.31	
		令和4年度		令和5年度			
		令和4年秋 開始接種		令和5年春 開始接種	令和5年秋 開始接種		
65歳以上		接種対象		接種対象	接種対象		
12歳～64歳	基礎疾患あり			接種対象外			接種対象
	医療従事者等						接種対象外
	上記以外						
5歳～11歳	基礎疾患あり	接種対象外	接種対象	接種対象	接種対象		
	上記以外			接種対象外			
				R4秋開始接種 未接種者は継続			
		R4.10.24					
生後6か月～4歳（初回接種）		接種対象外	接種対象				
初回接種未完了者		接種対象					

新型コロナウイルス感染症の「5類移行後」の取扱い

項目	現状	「5類移行後」の取扱い
①陽性者の把握	医療機関から県に陽性者数の報告 ※高リスク者は発生届で詳細把握	発生届による把握は終了し、定点医療機関（県内約120箇所）による感染動向把握に移行
②クラスター対策	高齢者施設等に限定	クラスター対策、集中検査等は継続
③患者・濃厚接触者の行動制限	患者は7日、濃厚接触者は5日間	<法律上、適用外>
④自宅療養者への健康観察	対象を重点化 (75歳以上等にパルス貸出)	積極的なフォローアップは終了するが、発熱患者等に対する相談機能は継続
⑤入院勧告・入院措置	高齢者等に重点化	<法律上、適用外>
⑥入院調整	入院受入医療機関の病床使用状況に基づき、県で調整	行政が関与するものから、個々の医療機関の間で調整する体制へ段階的に移行
⑦入院病床の確保	全額国費（病床確保料）で確保	軽症・中等症Ⅰは病床確保の対象外 病床確保料は半減し、9月末を目途に継続
⑧宿泊居室の確保	全額国費で確保	高齢者等の療養を目的とした宿泊療養施設は9月末まで継続可（自己負担あり、隔離目的は廃止）
⑨発熱外来	一部の医療機関が発熱患者に対応	幅広い医療機関による体制へ段階的に移行 医療機関名の公表は継続（特例加算は終了）
⑩患者医療費（外来・入院費）	新型コロナに関するものは全額国費	新型コロナ治療薬：全額国費 それ以外（解熱剤や咳止め等）：自己負担あり 入院医療費：自己負担あり（高額療養費から減額）
⑪ワクチン接種費	全額国費	必要な接種は、引き続き自己負担なし
⑫臨時の医療施設	つくば市内で運営（1/5～2/28）	国において検討中

令和5年第1回定例会
保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 地方衛生研究所の機能の法定化について 2
- 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標の
進捗状況について 3

令和5年3月14日
保健医療部

地方衛生研究所の機能の法定化について

1 地方衛生研究所について

(1) 現状

地方衛生研究所は、国の「地方衛生研究所設置要綱」に基づき、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、調査研究及び試験検査等を担う機関との位置付け

〈感染症対応における役割〉

- ・新しい感染症が発生したときの初期の検査を行政として実施
- ・新型コロナウイルス感染症においては、PCR 検査やゲノム解析を実施
- ・自治体が行う情報発信に必要な基礎データを提供

(2) 課題

地方自治体によって、調査研究、試験検査の能力に差がある。

- ⇒ 地域の状況の把握・分析を行うためには調査研究ができる体制を確保することが必要
- ・特に、感染初期における試験検査は危機管理の上で極めて重要
 - ・国による地方衛生研究所の法的な位置付け、予算確保等による機能強化が必要



2 地方衛生研究所の機能の法定化

改正地域保健法（R5. 4. 1 施行）において、「調査研究及び試験検査を実施するために必要な体制整備等を講ずるものとする」と規定

⇒ 地方衛生研究所の人員体制強化分が、普通交付税として追加措置

※標準団体（人口 170 万人、地方衛生研究所数 1 か所）の措置人員を 2 名増員

(参考) 茨城県衛生研究所について

昭和 30 年に茨城県衛生研究所を設置し、①調査研究、②試験検査、③研修指導、④公衆衛生情報等の収集・解析・提供の役割を担っている。

※新型コロナウイルス感染症等の感染症発生動向を関係機関、県民等向けに情報発信

(1) 予算・人員

	予算（千円）		人員（定数）
	運営費	調査研究費	
R 4 年度	80,946	84,002	27

(2) 実績

	調査研究	試験検査※
R 3 年度	茨城県における薬剤耐性菌の分子疫学 解析に関する試験研究 他 6 研究	計画検査 1,134 件 行政依頼検査 17,820 件

※計画検査：感染症流行予測調査事業に伴う試験検査等

行政依頼検査：感染症法に基づく届出に伴う疾患の試験検査等

最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標の進捗状況について

1 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標

- ・政策医療（救急医療、小児医療、周産期医療等）を確保するという観点から、特に早急な医師確保が必要な医療機関・診療科として、令和3年2月に4医療機関の計7.5名を第2次目標に選定。
- ・筑波大学等への派遣要請を行うとともに、県外からの医師確保を強力に推進し、令和4年度中の目標達成を目指している。

2 進捗状況（前回報告時（令和4年第4回定例会）からの追加分）

- 茨城県西部メディカルセンターの循環器内科の必要医師数1名を確保。
 - ・自治医科大学からの医師派遣が決定し、令和5年4月から同院へ循環器内科の常勤医師1名を配置
- 必要医師数7.5名に対し、これまで7.2名を確保。残りの必要数は0.8名。

【医師確保の状況（令和5年3月14日現在）】

医療圏	医療機関名	診療科	必要医師数	確保医師数		残りの必要数
				常勤	非常勤	
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院	循環器内科	1	—	0.2	0.8
鹿行	小山記念病院	産婦人科	2	2	—	済
		循環器内科	2	2	—	済
鹿行	神栖済生会病院	整形外科	1.5	2	—	済
筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター	循環器内科	1	1	—	済
計			7.5	7	0.2	0.8

令和 5 年第 1 回定例会
保健福祉医療委員会資料

令和 5 年度組織改正の概要（保健医療部関係）

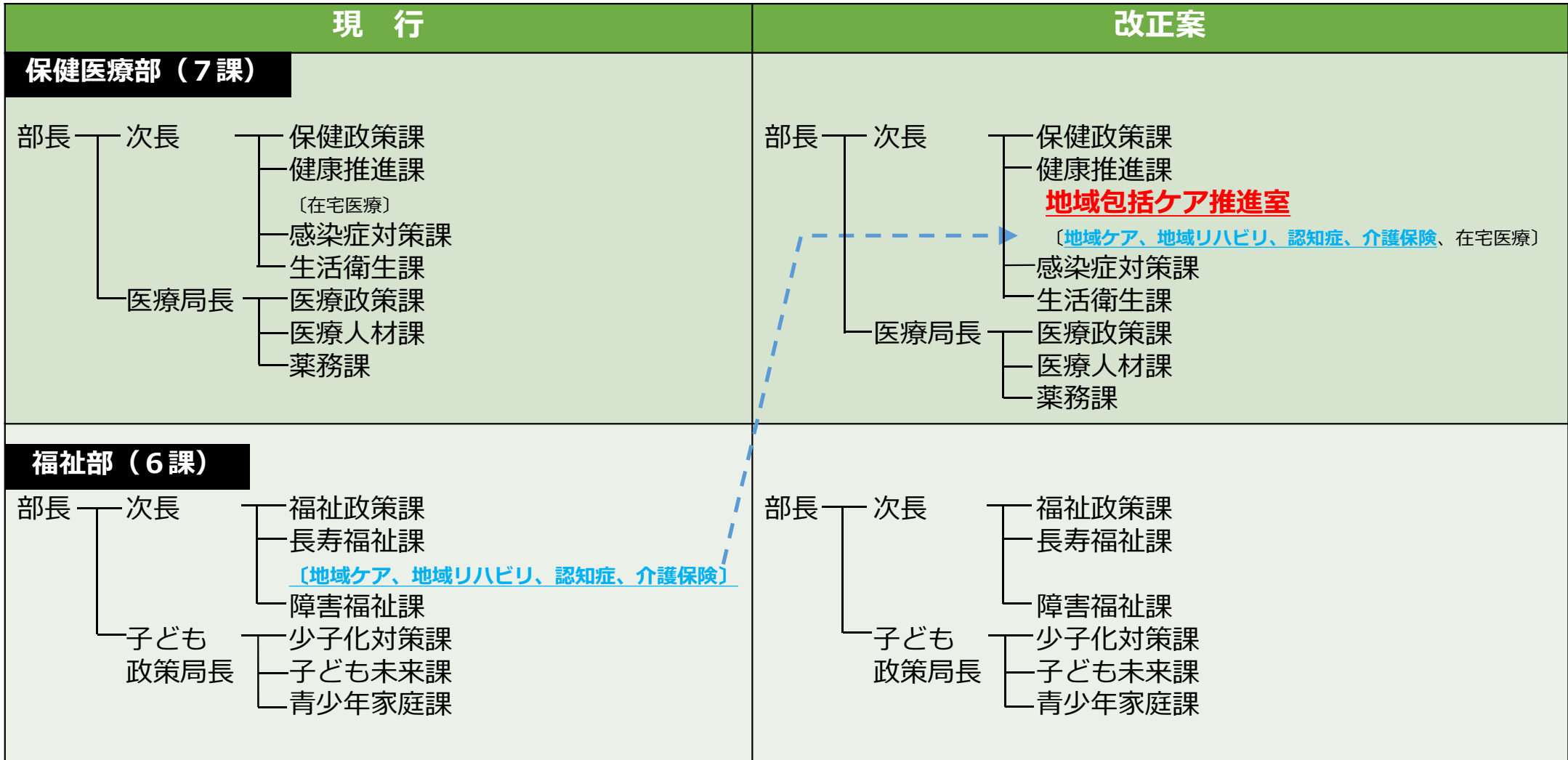
令和 5 年 3 月 14 日
保 健 医 療 部

地域包括ケア推進体制の強化

- ・ 「福祉部長寿福祉課」が所管する、地域包括ケアシステム、地域リハビリ、認知症対策及び介護保険制度に関する事務については、保健・医療・介護の切れ目ない提供体制を構築し、健康づくり・生活習慣病対策と連携した県民の健康寿命の延伸を図るため、「保健医療部健康推進課」（「地域包括ケア推進室」を設置）に移管。

企画監の廃止

- ・ よりスピード感をもって喫緊の行政課題に対応するため、「企画監」は廃止。
（各部次長が県議会との連絡調整を担う。）



令和 5 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

- 令和 4 年度補正予算・報告
- 令和 5 年度当初予算・条例

令和 5 年 3 月 14 日

保 健 医 療 部

目 次

令和4年度補正予算・報告

【補正予算】

- ・ 第44号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第9号） 3
- ・ 第49号議案 令和4年度茨城県立医療大学附属病院特別会計補正予算（第2号） 4
- ・ 第50号議案 令和4年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 4

【報告】

- ・ 報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
 - 別記3 和解について 5
 - 別記5 和解について 6

令和5年度当初予算・条例

【当初予算】

- ・ 第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算 7
- ・ 第10号議案 令和5年度茨城県立医療大学附属病院特別会計予算 15
- ・ 第11号議案 令和5年度茨城県国民健康保険特別会計予算 15

【条例】

- ・ 第28号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 16

令和4年度補正予算・報告

第44号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第9号）

○ 一般会計補正予算（保健医療部分）

〔歳出〕

（単位：千円）

	4年度当初	補正前の額	今回補正額	最終予算額
保健医療部予算額※	177,273,941	182,185,409	9,809,663	191,995,072

※保健医療部予算は、「5款 保健福祉費」に含まれる。

〔繰越明許費補正〕

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	計
保健医療部合計	—	4,803,438	4,803,438
5款) 保健福祉費	—	4,803,438	4,803,438
5項) 保健所費	—	85,465	85,465
6項) 医薬費	—	1,537,406	1,537,406
7項) 環境衛生費	—	25,784	25,784
8項) 公衆衛生費	—	3,154,783	3,154,783

〔地方債補正〕

（単位：千円）

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
県立医療大学設備整備事業	167,600	△48,700	118,900
保健所施設整備事業	87,900	△1,600	86,300
いばらき予防医学プラザ整備事業	33,800	△4,400	29,400
（合計）	289,300	△54,700	234,600

第49号議案

令和4年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計補正予算（第2号）

〔歳入歳出予算の補正〕

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	計
歳入	3,229,641	△138,215	3,091,426
歳出	3,229,641	△138,215	3,091,426

〔地方債の補正〕

（単位：千円）

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
県立医療大学附属病院整備事業	136,400	△23,700	112,700

第50号議案

令和4年度 茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

〔歳入歳出予算の補正〕

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	計
歳入	236,694,712	19,238,252	255,932,964
歳出	236,694,712	19,238,252	255,932,964

別記 3

和解について

竜ヶ崎保健所所属の軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和3年12月3日（金）午後2時20分頃、取手市駒場一丁目5番23号地内で発生した事故

(2) 事故の概要

竜ヶ崎保健所所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記場所において、相手方所有の建物に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 905,000円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年1月27日

茨城県知事 大井川 和彦

別記5

和解について

医療大学所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 個人
- (4) 個人

2 和解の内容

(1) 平成30年11月5日（月）午後6時10分頃、稲敷郡阿見町中郷二丁目7番地24地先国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

医療大学所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方(1)、相手方(2)及び相手方(3)の被相続人の軽乗用自動車に衝突し、その衝撃で同車両が相手方(4)の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 3,863,818円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年度当初予算・条例関係

第5号議案

令和5年度 茨城県一般会計予算

○ 一般会計予算（保健医療部分）

〔歳 出〕

（単位：千円）

	5年度当初予算	4年度当初予算	増 減	前年度当初比
保健医療部予算額※	137,444,859	177,273,941	△39,829,082	22.47%減

※「6款 保健医療費」合計と同じ

〔債務負担行為（新規分）〕

事項	事業内容	期間	限度額
がん先進医療費 利子補給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	令和6年度から 令和12年度まで	融資総額900万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地域医療医師 修学資金貸 与契約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	令和6年度から 令和10年度まで	882,000千円
医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	令和6年度から 令和12年度まで	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外 派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	令和6年度から 令和7年度まで	11,000千円

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学設備整備事業	158,900	債券発行 又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内
保健所施設整備事業	103,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	75,400			
(合計)	337,700			

○保健医療部の主な事業

脳卒中・心臓病等総合支援センター整備事業……………	9
フッ化物洗口推進事業……………	11
感染症予防医療法施行事業……………	13

主要事業等の概要（案）

保健医療部 健康推進課

事業名又は議案の名称	脳卒中・心臓病等総合支援センター整備事業【新規】																								
1 予算額	7,900千円																								
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中、心臓病等の循環器病は、県民の主な死因であり、要介護状態となる主要な原因。 ・心不全の患者数は循環器疾患の中でも多く、高齢化により今後増加予測。さらに心不全の再入院率は高く、急性期医療を圧迫する傾向にある。 ・回復期の患者が速やかに転院できるよう、各地域の医療連携体制を構築すること等が必要となっている。 																								
3 必要性・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の脳卒中・心臓病等医療連携の中核拠点として、「茨城県脳卒中・心臓病等総合支援センター」を設置し、急性期病院と地域の病院やかかりつけ医との連携を促進し、効率的な医療提供体制を構築すること等により、患者を地域で支える体制を整備する。 																								
4 事業の内容	<p>○事業内容・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学附属病院に「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を設置し、以下の業務を推進する。 ①地域連携協議会を設置し、患者情報や治療方針を関係者間で共有するツール（クリティカルパス・手帳）の普及を促進 <ul style="list-style-type: none"> R5年度：地域連携、ツールの運用ルールの作成 R6年度：水戸、つくば医療圏で地域連携スタート(先行実施) R7年度：各医療圏で地域連携スタート ②医師（非専門医含む）に対する研修の実施（R6年度） ③非専門医が気軽に専門医に相談できる体制づくり（R6年度～） ④循環器病に関する県民の理解促進のための啓発（R5年度～） 																								
5 参考事項	<p>○脳卒中・心臓病その他の循環器病対策基本法(平成30年法律第105号) 都道府県が循環器病の予防、医療体制整備、医療連携体制整備、医療従事者の育成、情報提供体制の整備について必要な施策を講じることとされている。</p> <p>上記施策を体系的に推進するため、茨城県循環器病対策推進計画を策定（R4.3）。</p> <p>○年齢調整死亡率（人口10万人対）（H27年）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">疾患名</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>茨城県</th> <th>全国</th> <th>茨城県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳血管疾患</td> <td>46.0</td> <td>37.8</td> <td>24.9</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>心疾患</td> <td>66.0</td> <td>65.4</td> <td>37.3</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>うち急性心筋梗塞</td> <td>23.8</td> <td>16.2</td> <td>9.4</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table>	疾患名	男性		女性		茨城県	全国	茨城県	全国	脳血管疾患	46.0	37.8	24.9	21.0	心疾患	66.0	65.4	37.3	34.2	うち急性心筋梗塞	23.8	16.2	9.4	6.1
疾患名	男性		女性																						
	茨城県	全国	茨城県	全国																					
脳血管疾患	46.0	37.8	24.9	21.0																					
心疾患	66.0	65.4	37.3	34.2																					
うち急性心筋梗塞	23.8	16.2	9.4	6.1																					



脳卒中・心臓病等総合支援センター整備事業（新規）

【R5当初予算額 8百万円】

保健医療部健康推進課健康増進G（029-301-3229）

本県の脳卒中・心臓病等医療連携の中核拠点として、茨城県脳卒中・心臓病等総合支援センターを設置し、効率的な医療提供体制を構築すること等により、県民の健康寿命の延伸を図ります。

1 設置目的

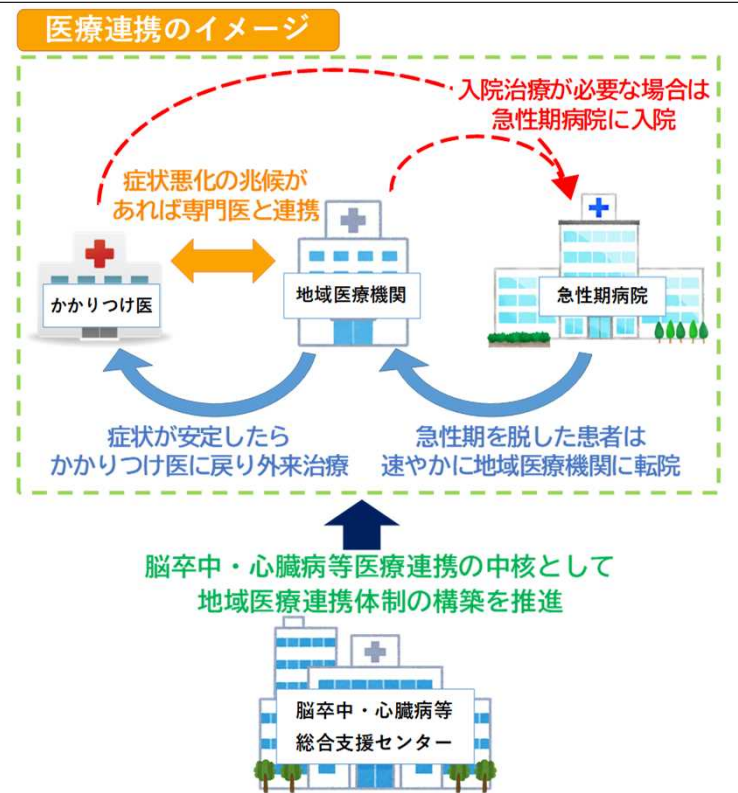
脳卒中・循環器病救急医療機関の負担軽減を図るため、回復・慢性期の脳卒中・心臓病等患者を地域（地域医療機関、かかりつけ医）で支える体制構築を推進する。

2 事業内容

- ①地域連携協議会を設置し、患者情報や治療方針を関係者間で共有するツール（クリティカルパス・手帳）の普及を促進
- ②医師（非専門医含む）に対する研修の実施
- ③非専門医が気軽に専門医に相談できる体制づくり
- ④循環器病に関する県民の理解促進のための啓発

3 設置場所

筑波大学附属病院



主要事業等の概要（案）

保健医療部 健康推進課

事業名又は議案の 名 称	フッ化物洗口推進事業【継続】																				
1 予算額	10,128千円																				
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のむし歯のある12歳児の割合は、年々減少しているものの、全国平均より高い状況が続いている。 ・県では、平成28年度から、県内モデル市町村でフッ化物洗口事業を開始し、令和2年度までに96施設が実施した。 ・令和3年度から、全県的に実施施設の拡大を図ることとし、市町村に対するフッ化物洗口に係る導入経費の補助事業を開始。 ・その結果、実施施設は、令和3年度が148施設、令和4年度は約270施設（見込）と増加し、実施率も上昇している。 ・しかし、未だ実施率が高い状況とまではいえず、さらなる推進を図る必要がある。 																				
3 必要性・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯予防に科学的根拠のあるフッ化物洗口を就学前施設（幼稚園、保育園、認定こども園等）で推進することにより、むし歯の予防及び健康格差の縮小を図る。 																				
4 事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 フッ化物洗口に係る導入経費の補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：市町村 ・補助対象経費：薬剤購入費、歯科衛生士謝金等 ・補助率：導入1年目 県 10/10 導入2年目 県 1/2、市町村 1/2 2 説明会の開催及び普及啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科専門職等への研修会の開催（県歯科医師会へ委託） ・フッ化物洗口講師派遣（県歯科衛生士会へ委託） ・県民等への普及啓発（一部、県歯科医師会へ委託） 																				
5 参考事項	<p>○むし歯のある12歳児の割合（R3年度）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>全国</td><td>28.3%</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>34.4%</td></tr> </table> <p>○フッ化物洗口実施施設の割合（H30年度）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>全国</td><td>18.4%</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>6.6%</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">※ 対象施設：幼稚園、保育園、認定こども園</p> <p>○茨城県のフッ化物洗口実施施設の推移（認可外施設含む）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施施設数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>96</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>148</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>R4年度(見込)</td> <td>270</td> <td>32.9%</td> </tr> </tbody> </table>	全国	28.3%	茨城県	34.4%	全国	18.4%	茨城県	6.6%	年度	実施施設数	実施率	R2年度	96	11.4%	R3年度	148	17.9%	R4年度(見込)	270	32.9%
全国	28.3%																				
茨城県	34.4%																				
全国	18.4%																				
茨城県	6.6%																				
年度	実施施設数	実施率																			
R2年度	96	11.4%																			
R3年度	148	17.9%																			
R4年度(見込)	270	32.9%																			



フッ化物洗口推進関連事業

【R5当初予算額 13百万円】
(R4当初予算額 34百万円)

保健医療部健康推進課健康増進G (029-301-3229)

教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室

学校保健・安全担当G (029-301-5349)

むし歯予防に効果があるフッ化物洗口を就学前施設や小学校で推進することにより、
子どものむし歯予防を図ります。

フッ化物洗口推進事業 10百万円

【対象】 就学前施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の4、5歳児

【事業内容】

- 1 フッ化物洗口に係る導入経費の補助
補 助 先：市町村
補助対象経費：歯科専門職謝金、薬剤購入費等
補 助 率：導入初年度 県10/10、導入2年目 県1/2・市町村1/2
- 2 説明会の開催及び普及啓発等
 - ・ 歯科専門職等への研修会の開催
 - ・ フッ化物洗口講師派遣
 - ・ 県民等への普及啓発



フッ化物洗口推進キャラクター
フッカマン

小学校口腔衛生推進事業 3百万円

【対象】 市町村立小学校の児童

【事業内容】

- フッ化物洗口に係る費用の補助
補 助 先：市町村
補助対象経費：薬剤購入費、消耗品費等
補 助 率：県1/2・市町村1/2



主要事業等の概要（案）

保健医療部

感染症対策課、保健政策課、健康推進課、医療局 医療政策課、薬務課

事業名又は議案の 名 称	感染症予防医療法施行事業
1 予 算 額	39,786,900千円
2 現況・課題	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについては、5月8日から5類に引き下げる決定が行われ、引き下げ後も、医療費に係る公費負担等の必要な措置を講じつつ、段階的な移行を目指すこととされた。
3 必要性・ねらい	5類感染症の段階的移行期間において、必要な医療・ワクチン・検査の体制を維持する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1 医療提供体制【計 32,626,618 千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病床確保事業（国 10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・入院受入医療機関に対する空床補償 （確保料/日：16,000～436,000 円） ○医療費の公費負担（国 3/4 等） <ul style="list-style-type: none"> ・入院、外来医療の自己負担分への補助 ○医療機関への設備整備補助（国 10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・重点医療機関への設備整備費補助 ・入院受入医療機関等への設備整備費補助 ・診療・検査医療機関等への設備整備費補助 ・医療機関への PCR 検査機器等の設備整備費補助 など <p>2 ワクチン接種体制【計 3,488,651 千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別接種実施医療機関への補助（国 10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチンの個別接種に協力する 医療機関への補助 ○副反応コールセンター運営費（国 10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチンに係る専門的な相談窓口の運営 など <p>3 検査体制【計 3,671,631 千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政検査の外部委託（国 1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・想定検査数：685,600 件 ○検査拠点整備事業（国 10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・一般無料検査事業費用 ○衛生研究所検査試薬等（国 1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム解析等に係る消耗品購入費用 など
5 参考事項	段階的移行期間における措置については、3月上旬を目途に具体的な方針が示される見込。



感染症予防医療法施行事業

【R5当初予算額 39,787百万円】
(R4当初予算額 81,799百万円)

保健医療部感染症対策課管理G	(029-301-3215)
同 医療局医療政策課医療計画G	(029-301-3124)
同 医療局薬務課ワクチン推進G	(029-301-5294)

新型コロナウイルス感染症について、5類感染症の段階的移行期間においても必要な医療・ワクチン・検査の体制を維持します。

医療提供体制 (32,626百万円)

- ・ 病床確保事業
- ・ 医療費の公費負担
- ・ 医療機関への設備整備補助



など

ワクチン接種体制 (3,489百万円)

- ・ 個別接種実施医療機関への補助
- ・ 副反応コールセンター運営費



など

検査体制 (3,672百万円)

- ・ 行政検査の外部委託
- ・ 検査拠点整備事業
- ・ 衛生研究所検査試薬等



など

第10号議案

令和5年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

歳入	3,719,328千円
歳出	3,719,328千円

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院 整備事業	527,200	債券発行又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内

第11号議案

令和5年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

歳入	242,939,394千円
歳出	242,939,394千円

条 例（案） の 概 要

保健医療部 医療局 医療人材課

条例の名称	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 【一部改正】																																																																	
1 制定（改正）の理由・根拠	令和5年度から、日本大学及び東京医科歯科大学が本県の地域枠を新增設するため。																																																																	
2 制定（改正）の目的	本県の地域枠を新增設し、県内外から広く受験生を募集することにより、将来、本県の地域医療を担う修学生医師の増加を図る。																																																																	
3 背景・必要性	医師が不足している状況に鑑み、地域医療の充実に必要な医師を確保する必要がある。																																																																	
4 内 容	地域枠のうち全国からの応募が可能な枠（全国対象）に日本大学及び東京医科歯科大学を追加する。 ※ 条例においては、全国対象を限定列挙していることから、全国対象として日本大学及び東京医科歯科大学を条文に追加する必要がある。																																																																	
5 効果・影響	修学生医師の増加を図ることで、医師不足地域を中心とした本県の地域医療の充実に資する。																																																																	
6 施行日	令和5年4月1日（令和5年度入学生から貸与開始）																																																																	
7 参考事項	<p>○ 地域医療医師修学資金制度の概要（現行）</p> <p>（1）対象者（次のいずれかに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の高校等卒業者又は県内居住者の子 ・ 筑波大学、順天堂大学、昭和大学の出願資格を満たす者（全国対象） <p>（2）貸与金額（月額）：国立大学20万円、私立大学25万円</p> <p>（3）貸与期間：6年</p> <p>（4）返還免除要件</p> <p>知事が指定する医療機関において貸与期間の1.5倍に相当する期間（うち1/2以上は医師不足地域）勤務</p> <p>○ 地域枠定数：67名（10大学）（令和5年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">大学名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">R4定員</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">R5定員</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">増減</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">うち全国対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>筑波大学</td><td>36名</td><td>36名</td><td>10名</td><td>—</td></tr> <tr><td>東京医科大学</td><td>8名</td><td>8名</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>日本医科大学</td><td>2名</td><td>2名</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>杏林大学</td><td>2名</td><td>2名</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>帝京大学</td><td>1名</td><td>1名</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>北里大学</td><td>4名</td><td>4名</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>順天堂大学</td><td>2名</td><td>2名</td><td>2名</td><td>—</td></tr> <tr><td>昭和大学</td><td>4名</td><td>4名</td><td>4名</td><td>—</td></tr> <tr><td>日本大学</td><td>—</td><td>3名</td><td>3名</td><td>+3</td></tr> <tr><td>東京医科歯科大学</td><td>2名</td><td>5名</td><td>3名</td><td>+3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td>61名</td><td>67名</td><td>22名</td><td>+6</td></tr> </tbody> </table> <p>※東京医科歯科大学は、増設する3名を全国対象として募集</p>				大学名	R4定員	R5定員		増減		うち全国対象	筑波大学	36名	36名	10名	—	東京医科大学	8名	8名		—	日本医科大学	2名	2名		—	杏林大学	2名	2名		—	帝京大学	1名	1名		—	北里大学	4名	4名		—	順天堂大学	2名	2名	2名	—	昭和大学	4名	4名	4名	—	日本大学	—	3名	3名	+3	東京医科歯科大学	2名	5名	3名	+3	合 計	61名	67名	22名	+6
大学名	R4定員	R5定員		増減																																																														
			うち全国対象																																																															
筑波大学	36名	36名	10名	—																																																														
東京医科大学	8名	8名		—																																																														
日本医科大学	2名	2名		—																																																														
杏林大学	2名	2名		—																																																														
帝京大学	1名	1名		—																																																														
北里大学	4名	4名		—																																																														
順天堂大学	2名	2名	2名	—																																																														
昭和大学	4名	4名	4名	—																																																														
日本大学	—	3名	3名	+3																																																														
東京医科歯科大学	2名	5名	3名	+3																																																														
合 計	61名	67名	22名	+6																																																														

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例新旧対照表

改正案	現行												
<p>第1条及び第2条 略 (修学資金の貸与)</p> <p>第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第3号に掲げる者にあつては、<u>別表の左欄に掲げる法人が設置する同表の右欄に掲げる大学</u></p> <hr/> <p>の医学を履修する課程に在学するものに限る。)のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者</p> <p>(2) 県内に居住する者の子(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者</p> <p>第4条～第16条 略</p> <p><u>別表(第3条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="255 1163 1075 1382"> <thead> <tr> <th><u>法人の名称</u></th> <th><u>大学の名称</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>国立大学法人筑波大学</u></td> <td><u>筑波大学</u></td> </tr> <tr> <td><u>国立大学法人東京医科歯科大学</u></td> <td><u>東京医科歯科大学</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校法人順天堂</u></td> <td><u>順天堂大学</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校法人昭和大学</u></td> <td><u>昭和大学</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校法人日本大学</u></td> <td><u>日本大学</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>法人の名称</u>	<u>大学の名称</u>	<u>国立大学法人筑波大学</u>	<u>筑波大学</u>	<u>国立大学法人東京医科歯科大学</u>	<u>東京医科歯科大学</u>	<u>学校法人順天堂</u>	<u>順天堂大学</u>	<u>学校法人昭和大学</u>	<u>昭和大学</u>	<u>学校法人日本大学</u>	<u>日本大学</u>	<p>第1条及び第2条 略 (修学資金の貸与)</p> <p>第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第3号に掲げる者にあつては、<u>国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程、学校法人順天堂が設置する順天堂大学の医学を履修する課程及び学校法人昭和大学が設置する昭和大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。)のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。</u></p> <p>(1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者</p> <p>(2) 県内に居住する者の子(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者</p> <p>第4条～第16条 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<u>法人の名称</u>	<u>大学の名称</u>												
<u>国立大学法人筑波大学</u>	<u>筑波大学</u>												
<u>国立大学法人東京医科歯科大学</u>	<u>東京医科歯科大学</u>												
<u>学校法人順天堂</u>	<u>順天堂大学</u>												
<u>学校法人昭和大学</u>	<u>昭和大学</u>												
<u>学校法人日本大学</u>	<u>日本大学</u>												

令和5年度第1回定例会
保健福祉医療委員会資料

令和4年度県出資法人等経営評価結果について

○経営評価結果の概要	2
○(公財)茨城県看護教育財団	4
○(公財)いばらき腎臓財団	5

令和5年3月14日

保健医療部

○経営評価結果の概要

令和4年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和3年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	24 (73%)	4	14	4	2	+2
改善の余地あり	5 (15%)	0	2	2	1	▲1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2	▲1
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	33	4	16	8	5	—

(注) 1 法人数の増減

・対象外となった法人 ▲1法人
(株)茨城放送 (R3評価：改善の余地あり)

・新たに対象となった法人 +1法人
(公社)茨城県森林・林業協会 (R4評価：概ね良好)

※同法人は令和4年4月1日付けで合併により発足したことから、令和3年度決算がないため、今回の経営評価は、合併前の法人のうち援助法人に該当する旧(公社)茨城県林業協会の決算を対象として実施。

2 評価区分に変更があった法人 1法人

(株)ひたちなかテクノセンター 「改善措置が必要」→「概ね良好」

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(公財)茨城県看護 教育財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>法人は、設立目的に沿って地域医療に貢献し、コロナ禍にあっても経営上の基本指針となる運営改善アクションプランを改定するなど、計画的な財団運営に努めている。</p> <p>一方、常勤職員12人(令和3年度末現在)のうち、5人が県派遣職員であり、依然として県への人的依存度が高い状況が続いていることから、法人運営の自立性を高めるため、引き続き人材確保に努められたい。</p> <p>平成28年度から続く赤字解消に向けて、令和4年度から入学金と授業料の値上げを実施しているところであるが、収支の改善には令和6年度まで要する見込みであることから、教育環境等の充実による学生の確保及び需用費等の経費削減を図り、効率的な運営と財政基盤の安定に努められたい。</p> <p>引き続き、看護職員の研修等公益性の高い事業に力を入れ、地域医療が抱える課題解決に向けて、更なる事業の推進に努められたい。</p>	<p>専任教員の確保については、本年度も近隣病院に対する教員派遣要請等を実施したところであるが、引き続き県への人的依存度の改善を図る必要があることから、継続的な教員派遣を実現するための計画策定や学校OB等のネットワークを活用した人材確保策の検討・実施に努めるよう指導していく。</p> <p>また、財政基盤の安定化に向けては、授業料等の値上げにより、令和6年度には黒字に転じる見込みとなっているが、財団の効率的かつ安定的な運営に資するため、引き続き需用費の抑制による経費削減に取り組むほか、継続的な高校訪問や多様な入学試験、教育環境を向上させるために必要な施設整備等を実施し、定員の確保に努めるよう指導していく。</p> <p>さらに、公益性の高い研修事業についても、地域看護職員の質の向上を図るため、引き続き開催するよう指導していく。</p> <p>「運営改善アクションプラン(令和4年度～令和8年度)」については、数値目標等の進捗管理を行うほか、外部委員を交えた委員会においてプランの実効性を検証することにより、計画の着実な実施に努めるとともに、法人運営の自立化・安定化を進めてまいりたい。</p>
			1,000,000千円	750,000千円	75.0%		
	決算	前期正味 財産増減額	当期正味 財産増減額	正味財産 期末残高	<p>△16,857千円</p> <p>△14,513千円</p> <p>1,513,109千円</p>		
		△16,857千円	△14,513千円	1,513,109千円			
<改善の余地あり>	資産	資産	負債	正味財産	<p>県所管課及び法人は、令和3年度に改定した「運営改善アクションプラン」について、進捗管理とその実効性の検証を行うとともに、周辺自治体や地域医療機関と連携し、法人運営の自立化・安定化を図られたい。</p>		
医療人材課		1,521,275千円	8,166千円	1,513,109千円			

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
2	(公財)いばらき腎臓財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>法人は、コロナ禍において事業の減少など厳しい運営の中、「いのちの学習会」や医療者向けの研修会、若手研究者や医療関係者等に対する研究助成や褒賞事業など、設立目的に沿った運営がなされている。</p> <p>引き続き、「いのちの学習会」による命の大切さを啓蒙し、本県における脳死下・心停止後の臓器提供者（平成25年度～令和3年度末現在：24人）の増加や臓器移植推進につながる効果的な諸事業を実施されたい。</p> <p>また、基本財産運用益の増収が見込めない中、事業の円滑な推進のためには自主財源の確保を図る必要があることから、引き続き賛助会員の拡充や寄付金の募集など、収入の確保に努め、財政基盤の充実を図られたい。</p>	<p>県内の脳死下・心停止後の臓器提供は近年増加傾向にあるものの、その数は移植を希望して待機している患者数に比べると大きく不足している状況が続いている。</p> <p>こうした状況の改善に向けて、病院内で活動する臓器移植コーディネーターや医療従事者の支援、「いのちの学習会」をはじめとする各種の普及啓発活動について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、効果的に事業を実施できるように指導をしていく。</p> <p>また、事業活動を支える財政基盤については、昨今の金融環境では基本財産の運用益増収は見込めないことから、賛助会員の拡充や寄付金の募集など、事業に必要な自主財源の確保について、継続的に支援をしていく。</p>
			417,826千円	281,288千円	67.3%		
	決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高			
		△237千円	8千円	425,737千円			
	<概ね良好>	資産	負債	正味財産			
	薬務課	資産	427,331千円	1,594千円	425,737千円		

令和 5 年第 1 回定例会
保健福祉医療委員会資料

令和 4 年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

令和 5 年 3 月 14 日
保 健 医 療 部

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

【部局名：保健医療部】

No.	要望項目 (担当課)	要望内容	R 5 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	保健所の体制強化と保健師の増員について (保健政策課)	コロナ危機で脆弱な公衆衛生体制が浮き彫りになった。保健所は、2年以上にわたってひっ迫状態が解決されないまま、感染症対策で疲弊しているが、母子保健、自殺予防、難病・精神障害対策などの業務も抱えている。保健所の抜本的な機能強化を図るため、正規職員の増員とともに、保健所の増設を含めた抜本的な体制強化に取り組むこと。	○ 老朽化が著しい土浦保健所については、現在地での建替に向けて、以下の整備スケジュールを予定 ・基本設計【R4】 ・実施設計【R5】 ・建設工事【R6以降】・完成見込み【R8.3】 [参考]上記に関連する事業費の合計()は一財 R4 当初：26,246千円(26,246千円) R5 当初：69,400千円(17,400千円)	○ 保健所の体制強化については、人員、組織体制、老朽化・狭隘化した庁舎の建替え等などについて、これまでの新型コロナ対応の課題などを踏まえ、充実・強化に努めていく。
2	がん予防・検診推進対策事業について (健康推進課)	コロナ禍で低下したがん検診受診率について、コロナ前の受診率回復はもちろんのこと、目標となる受診率50パーセントに向けては、これまで以上の取組みが求められる。受診率回復、目標達成に向けて取組みを強化すること。	○ 市町村、企業、検診機関等と連携し、がんに関する正しい知識と検診の重要性について普及啓発を行うとともに、市町村が実施する受診率向上のための取組への支援を強化 ※モデル地域として2市町(阿見町・小美玉市)を設定し、国保加入者に対して、ナッジ理論を活用した受診勧奨通知を送付 [参考]上記に関連する事業費の合計()は一財 R4 当初：26,350千円(24,555千円) R5 当初：36,108千円(24,734千円)	

3	<p>犬・猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業について (生活衛生課)</p>	<p>犬・猫殺処分ゼロの達成は評価するところだが、それらの達成に寄与している団体のみならず、個人レベルで取り組んでいる方々へのサポートも必要であることから、支援策を創出すること。</p>	<p>○ 民間団体等による犬猫殺処分頭数の減少につながる取組に対し事業費を補助(上限5万円)</p> <p>[参考] 犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業()は一財 R4 当初: 2,550千円(2,550千円) R5 当初: 2,550千円(2,550千円)</p>	<p>○ 本支援事業は、個人レベルでの取組にも補助していることから、ホームページ等で周知を図っていく。</p>																
4	<p>救急要請から医療機関への搬送までに要した時間について (医療政策課)</p>	<p>政策の進捗状況、施策及び主要指標の評価結果の資料では、2020年度・2021年度とD判定であり、改善がされていない。コロナ禍であり想定外の状況あるので簡単には判断できないが、全国平均には達するよう取り組むこと。</p>	<p>○ ICTを活用し、脳卒中など専門的治療を提供する医療機関との連携が可能な「遠隔画像診断治療補助システム」の導入を補助し、医療機関相互の連携体制を強化</p> <p>○ デジタル化した傷病者情報を用いた救急搬送の効率化(救急隊と医療機関との連絡調整・医療機関内の受入判断等)に向けた実証実験の実施</p> <p>○ 24時間体制で重篤な救急患者を受け入れている救命救急センターの運営費を補助(ドクターカー含む)</p> <p>○ 重篤な患者への迅速な救命医療を提供するため、ドクターヘリを365日体制で運航するとともに、千葉県・栃木県・福島県ヘリとの広域連携や防災ヘリの補完的運航を推進</p> <p>[参考] 上記に関連する事業費の合計()は一財 R4 当初: 1,168,732千円(603,092千円) R5 当初: 1,233,550千円(644,939千円)</p>	<p>[参考] 救急搬送時間の比較(分)</p> <table border="1" data-bbox="1630 504 2058 676"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R3-R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>44.1</td> <td>44.9</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>40.6</td> <td>42.8</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>3.5</td> <td>2.1</td> <td>▲1.4</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R3-R2	茨城県	44.1	44.9	0.8	全 国	40.6	42.8	2.2	差	3.5	2.1	▲1.4
	R2	R3	R3-R2																	
茨城県	44.1	44.9	0.8																	
全 国	40.6	42.8	2.2																	
差	3.5	2.1	▲1.4																	
5	<p>救急医療体制の強化について (医療政策課)</p>	<p>本県の医師不足は深刻で、また地域偏在も顕著であることから、居住地域に関わらず、公平な医療が受けられる仕組みを整えることが重要である。</p> <p>そこで、遠隔医療の充実と、ドクターカーやドクターヘリなどを活用した救急医療体制の充実を図り、いつでも、どこでも、必要な時に、適切な医療が受けられる体制を整備すること。</p>	<p>[参考] 上記に関連する事業費の合計()は一財 R4 当初: 1,168,732千円(603,092千円) R5 当初: 1,233,550千円(644,939千円)</p>	<p>(うち現場滞在時間) (分)</p> <table border="1" data-bbox="1630 715 2011 887"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>18.2</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>18.0</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>0.2</td> <td>▲0.7</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	茨城県	18.2	18.2	全 国	18.0	18.9	差	0.2	▲0.7				
	R2	R3																		
茨城県	18.2	18.2																		
全 国	18.0	18.9																		
差	0.2	▲0.7																		